

## 第5回中野区保育サービス利用者負担額適正化審議会 会議録

### 1 日時

2013（平成25）年2月13日水曜日 午後3時～午後5時

### 2 場所

中野区役所第6会議室

### 3 出席者（敬称略）委員6名（委員1名欠席）、事務局職員

#### 【学識経験者】

無藤隆委員、和泉徹彦委員

#### 【子育て支援関係者】

汐見和恵委員

#### 【保育園関係者および幼稚園関係者】

小山貴好委員、上原秀夫委員

#### 【公募区民】

秋原智委員

#### 【事務局委員】

高橋信一（子ども教育部長・教育委員会事務局次長）

海老沢憲一（子ども教育部副参事保育園・幼稚園担当、就学前教育連携担当  
幼児研究センター所長）

志田浩道（保育園・幼稚園分野幼児施策計画担当係長）

山口静江（保育園・幼稚園分野民間保育担当係長）

田中香（保育園・幼稚園分野幼稚園担当係長）

### 4 配布資料

資料1 審議会におけるこれまでの主な議論・意見についてのまとめ

資料2 所得階層定義の変更をした場合の階層分布

資料3 審議会答申（案）

### 5 議題

（1）配布資料および第4回審議会議事録について確認

（2）審議内容

**\* 審議会におけるこれまでの主な議論・意見について**

**「認可保育所の保護者負担額のあり方」について**

(委員)

資料1 1—⑧ 保育料の改定は、「経過措置を行い何年かかけて段階的に改定」とありますが、どの程度の内容・期間を考えたらいいのでしょうか。

(事務局)

審議会答申(案) 11ページの記述では、17年度の階層の人数分布を一つの目安としています。階層の分布は中野区民の所得状況によって表わされているものと考えています。

税源移譲の際に、階層が低い方へ移行して分布として多くなった状態です。記載は、分布をなだらかにするために改定するものではなく、税源移譲を踏まえた適正な負担をしていただくという考えの書き方がよいのではないかと考えます。

(委員)

保育料のそもそもの考え方では、応能負担という観点で大きく言うと、所得に対する一定割合を保育料にしましょうという考え方ですね。

実際には年齢によって経費が違いますから、異なってきますが。

仮に年収1億円の世帯の生活経費における保育料の負担感と、低所得階層の世帯の負担感では所得に対する〇〇%といっても大きく違いがあり、低所得階層については減免などの配慮が必要です。

基本は応能負担という点で考えると、所得が増えれば保育料も増えるべき、ということですね。

分布の問題ですが、課税の仕方(税源移譲)で本来の所得が見かけ上、下がったように見えるということですね。

これについては技術的に対処できるのではないかと思います。

すべての経費を保護者が負担する、ということではないので、一定割合で負担できるところは負担していただくという公平性を保つことが大事だと考えます。

(委員)

資料3 審議会答申(案)内、資料13で、中間所得者層の値上げ幅が大きいのが気になるという議論がありましたが、中間所得者層の定義はどの階層からどの階層までですか。値上げ幅が段階的にどのように上がって行くのか、このシミュレーションで決定されるのでしょうか。

(委員)

その調整は本日の審議会の中で審議していきます。

(事務局)

中間所得者層は、現行D6からD8位(前年分所得税90,000円~180,000未満)と考えています。

(委員)

審議会答申(案) 資料13の3歳未満児の表がこのまま来年度適用されるとした場

合、現在0歳児1歳児で預けている世帯が値上げ幅を受け入れなければいけないということになります。

現在2歳児の児童の世帯は、来年度は3歳児クラスの料金表が適用され、3歳児は4・5歳児の料金表が適用されるので、個人に限っていうと、保育料の値上げ幅を実感しにくいと思います。

あるいは、これに加えて激変緩和策をとり、ある程度時間をかけて保育料を改定していきますというような緩和措置が入れば、利用者負担としてはいきなり上げ幅が適用されるということはないでしょう。また、2歳児クラスから3歳児クラスになる場合には年度替わりで保育料が大きく下がるので値上げ自体をあまり意識しないかもしれません。

(委員)

審議会答申(案)資料13のシミュレーションでは、0歳児・1歳児クラスのD2階層の場合は、これまで保育料8,300円だった世帯が階層改定によりD4階層になり85% (7,100円) の値上げとなります。

このような場合はやはり段階的な保育料の改定であることを明確にしないといけないと思います。改定額が大きいところは特に、明確に説明しないと不公平である感じを受けるのではないかと思います。

(委員)

D2階層が改定するとD2からD4階層に分かれ、保育料の上げ幅も大きく見えますが、もともとの階層の中の所得額にも幅があることを考える必要があります。

保育料を支払っている世帯はどのような料金体系になっても、保育料は低い方がいいわけですが、この保育料の改定を区民全体や議会、または保育園を利用しようと考えている世帯全般が見たときに公平性を感じられるかが大切なところです。

各階層が応分に保育料を支払っていると感ずることが大事であると考えます。

(事務局)

階層の分布で申し上げますと、資料2も参考にさせていただきたいと思います。

(委員)

資料2ですが、平成17年度・平成23年度(現行)のグラフと、シミュレーション後のグラフは階層を増やした分横軸がずれているので揃えてもらおうと見やすくなると思います。

(委員)

認可保育所の保護者負担額については審議中ご意見をいつでもお話してください。

## 「認可保育所以外の保育サービスの負担のあり方」について

(委員)

認証保育所に兄弟姉妹で通所している場合の二人目三人目の保育料(または補助)

の対応についてはどのようになっていますか。

(事務局)

認可保育所保育料との差額で補助額を設定していますので、認可保育所に兄弟姉妹の二人が通所していて保育料が半額である場合、その保育料と認証保育所保育料との差額を補助しています。補助上限額をどうするかという課題はありますが。

(委員)

審議会答申(案)資料14では、認証保育所保護者補助金を上限4万円で示していますが、4万円の算出根拠はなんですか？

認証保育所保育料を6万4千円と想定した場合、AB階層はたとえ4万円補助を受けたとしても依然2万4千円の負担があります。

(委員)

自主的に認証保育所に入所している世帯が(AB階層の中で)何世帯位あるかということもありますが、認可保育所に入所できず認証保育所に入所しているとすれば汐見委員の指摘の2万4千円の負担は問題があります。

ただ、対象世帯が少なければ全額補助ということも財政的にも考えられるのではないのでしょうか。

(委員)

AB階層の現状は、年度途中の入所が多いのではないかと思います。

認可保育所は年度途中からは入所にいくので、認証保育所に年度途中から入所している数ではないのでしょうか。4月当初はまた違う数字だと思います。

(委員)

補助額4万円にも確たる根拠はありませんが、見方を変えて、認証保育所を利用している世帯はどの所得階層であっても負担額を同額にするなどはどうでしょうか。

こちらにも必然性や根拠はありませんが。

(委員)

所得の低い階層に大きな負担がかかるのは気になります。

補助額は一律ではなく階層によって、低所得階層は厚く、高所得階層は薄くするなどしても良いのではないのでしょうか。

(委員)

保育サービスの価格弾力性などと経済学界ではいいますが、保育料に対する反応というのが、低所得階層について強く出ます。保育料が払えないから保育所へは入所しない、といった選択が出てきます。

そこが、補助額が増えて保育料がより低額になり、あるいは低所得階層だからということで認可保育所保育料と変わらない保育料を設定すると、需要が大きく増える可能性があります。潜在的な需要なので現在は顕在化していませんが。

そこに急に待機児が発生する可能性があるので、保育料と自己負担額の双方につい

て考えて、それが導き出す事象についても考えておかないといけないと、なかなかすぐに対応は難しいと思います。

(委員)

潜在的な労働ニーズがあるのならば、働いてもらって納税してもらえば良いのではないのでしょうか。

(委員)

審議会答申(案)資料14の3歳未満児D7階層からD25階層は、仮に補助上限額4万円とした場合は認可保育所保育料との差額は0円になりますね。

(委員)

認可保育所保育料改定(保育料引き上げ)とセットになっている話なので、需要がある程度増えるのは仕方がないことだと思います。

改定した時の反応は必ず需要が増える方向にあります。認証保育所保育料の補助金を積極的に実施しない自治体の中には、待機児が多くいて、これ以上(待機児が)増えないようにという意図があるのではないかと思います。

(事務局)

区としては政策形成にあたって考慮すべき点があるのですが、1点は待機児童数(平成24年4月現在114人)を減らしていくということです。

認証保育所について考えると、認可保育所であれば保育所入所に必要な条件ということがありますが、認証保育所は入所にあたり就労の有無について問われません。

(ただし、認証保育所保護者補助金の給付については給付要件が定められており、認証保育所入所者すべてに補助金が給付される制度ではありません。)

区としては、バランスを取ることが重要で、補助金を増額し低所得者層の負担を減らすことで保育所を利用しやすくする面もありますが、保育所利用が急激に増加することによって、本来的に保育サービスを必要としている世帯の利用を阻んでしまうことにもつながりかねないといったところがあります。

(委員)

子ども子育て支援新制度に移行すれば、入所の際、認証保育所も認可保育所と同じように(世帯が)保育の必要性についての認定を受けるわけですね。現在は新制度への過渡期である段階です。

(委員)

将来的な日本の状況を考えると、労働力も不足してくるので女性も労働力として活躍して税を納めて貰うのもいいのではないのでしょうか。

(委員)

本審議会で審議している認証保育所への保護者補助金の話は、子ども・子育て支援新制度が導入されるまでの2年間のことなのです。

その限りで申し上げますと、これまで認証保育所に児童を預けているA・B階層の

世帯で、2万円の補助で4万円負担していたのが仮に4万円の補助となり負担が2万円に下がればとても楽になると思います。

従って、現在の利用者は、補助額増額のメリットを大きく感じると思います。ただ、補助額増額の改正後に入所した世帯はまた異なる考えを抱くかもしれませんが、新制度導入までの2年間の対処ですので、実感として出てくることは無いのではないのでしょうか。（仮に4万円の補助が出て）世帯が負担する保育料額を見るとまだ高額に感じますが、下がり幅を考えると大きいと思います。

(委員)

認証保育所は途中入所が多いので、B階層の人数は多いように感じます。補助金額は一律でないといけないのでしょうか。階層により補助金額を変えるのはどうでしょうか。

(事務局)

世帯に負担をどれくらいしていただくか、ということになります。

補助上限額（現在は2万円）を設定して、差額（認可保育所保育料（\*注）と認証保育所保育料との差額）を補助していますので、上限額の上がり幅によっては、保育料負担差がゼロの世帯も出てきます。

**\*注** 認証保育所を利用している世帯が、仮に認可保育所を利用した場合に適用される保育料階層と保育料。認証保育所保護者補助金は、認可保育所を利用した場合の保育料と、現在支払っている認証保育所保育料との差額を補助（現在上限2万円）している制度です。（補助にはいくつか要件があります。）

(委員)

階層ごとに補助金額を変えて各階層で負担する額が同程度になるような補助金額設定はどうでしょうか。

(委員)

認可保育所に入所できず、認証保育所に途中入園せざるを得ない世帯のことを考慮すると、負担が多いように思います。

次の年度4月に認可保育所に転園すると考えても、数か月の長い期間高い保育料負担がAB階層にはあるのでかなり厳しいのではないかと思います。

(委員)

審議会答申(案)資料14を別の側面から見ると、補助額が増額されたことによって自己負担と認可保育所保育料との差額がゼロ円になる高額所得者階層は認証保育所を選択する可能性が出てきます。認可保育所入所の競争率が下がることによって、AB階層がさらに入所しやすくなることも想定されます。

(委員)

保育所は1, 2歳児の待機児数に比較するとゼロ歳児の待機児は少ないと思いますが、認可保育所でもゼロ歳児が定員割れすることも予想されます。

それを防ぐためにも補助率を改定して段階的に補助額を設定していくのが良いのではないのでしょうか。

たとえば、D階層で年度当初認可保育所ではなく認証保育所を選択する世帯がありその分AB階層が認可保育所に入所しやすくなることも考えられますが、それも年度当初に限った話なので、年度途中にはやはり認可保育所への入所は難しいです。

AB階層が年度途中に認証保育所に入所した場合、高額な負担が発生します。

### 「幼稚園の負担のあり方」について

(委員)

幼稚園の問題は中野区だけの問題ではなくて、国や東京都の制度が関わってきます。補助金が保護者へ直接出ていますのでここ（当審議会）で検討するのは難しいと思います。

来年度から、幼稚園に子ども3人とも通園している世帯の就園奨励費が増額されて3人目の子どもへの就園奨励費を計算する上での保護者の所得制限が撤廃されます。数としてはそう多くは無いですが。

子ども・子育て支援新制度のことは異なる国の方針です。東京都も今後どのように制度を変えていくか注視するところです。

中野区だけ何らかの方針をたてて良いのか、難しいところです。

(委員)

新しい制度のことも考えると私立幼稚園の保育料のことなど様子を見る必要があります。

(事務局)

認可保育所保育料と幼稚園保育料のことを比較すると、認可保育所保育料を改定することで幼稚園保育料に近づくのではないかと考えています。（幼稚園独自のサービス提供に対する対価は除く）

幼稚園、保育園とも子ども・子育て支援新制度の方向性を見極めて対応しないといけないので拙速な対応は避けなければと考えています。

(事務局)

今回検討素材としてご提供させていただいた幼稚園保育料ですが、項目の立て方が審議会の主なテーマの一つであるような表現になってしまいました。

本審議会は、主に認可保育所保育料について審議していただく場ですので、それに沿った項目立てとしたいと思います。

(委員)

本審議会は認可保育所保育料について審議する場なので、幼稚園保育料については見通しも立ちにくいと思います。

認可保育所保育料は階層ごとに保育料が異なりますが、現在の幼稚園は保育料が一定で、補助金は保護者への直接補助（幼稚園を経由しない）なので考え方が異なりむずかしいです。

### 「子ども子育て関連3法を踏まえた方向性」

(委員)

記述されている方向性についてはご異議・ご意見ございますか。

(異議なし)

### (3) 審議終了、今後の予定

第6回 平成25年3月21日(木) 午後開催予定

終了。